

2026 年 10 月 1 日以降始期契約 傷害保険等の商品改定

対象種目によって、該当のページをご確認ください。

- ① 団体総合生活保険.....1～2ページ
- ② 総合生活保険.....3ページ
- ③ トータルアシストからだの保険..... 4～5ページ

団体総合生活保険の
2026年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2026年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある補償について、以下のとおり改定いたします。

変更する補償				
①傷害補償	②こども傷害補償	③医療補償	④がん補償	⑤賠償・財産・費用に関する補償

変更する補償					改定項目	概要
①	②	③	④	⑤		
		○			「医療補償基本特約」の保険料改定	医療技術の進歩による病気の早期発見や診断精度の向上により、入院・手術の頻度が増加し、医療補償の収支状況が悪化していることを踏まえ、今後も安定的にお客様が必要とする補償を提供し続けるために、「医療補償基本特約」の保険料を引き上げます。
		○	○		医療補償・がん補償における家族型(子供特約および配偶者特約)に関する改定	① 家族型の新規導入停止 家族型については、ご家族をまとめて補償の対象にできるというメリットがある一方で、一部特約では被保険者の範囲が本人のみに限定される等のわかりにくさや、子供特約の被保険者が満 23 歳を迎えた際の事務手続きの煩雑さ等の課題がありました。これらの課題解消に向けて、家族型の新規導入を停止します。 ※既導入団体については、既加入者へ与える影響が大きいこと、健康状態告知を含むすべての被保険者情報を引き継ぐことが困難であること等の理由から、引き続き家族型での更新や新規募集を可能とします。 ② 子供特約から本人型への無告知移行 保有契約について、子供特約の被保険者が満 23 歳を迎え、子供特約の対象外となったことにより本人型に再加入する場合、健康状態告知を不要とします。ただし、保険責任の加重がない場合に限りします。

変更する補償					改定項目	概要
①	②	③	④	⑤		
○	○	○	○		「手術」の定義改定	「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」(*)として算定されるものを除く改定を行います。 (*)手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数
				○	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約に関する改定	① ゴルフ競技中止時の取扱緩和 ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等により競技を中止した場合も補償対象とする約款改定を行います。(*) (*)パー35以上の9ホールを正規にラウンドする前提であったことが、ゴルフ場の予約画面等で確認できる場合に限りです。 ② 募集文書の改訂等 保険金のお支払要件を適切にご理解いただくことを目的として、募集文書の改訂や約款改定を行います。
				○	行政書士法改正に伴う改定	行政書士法の改正に伴い、「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の当該法令参照部分につき条番号の繰り下げ対応を行います(補償内容に変更はありません)。

このご案内は、2026年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-25004-202511

総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております総合生活保険について、2026年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある補償について、以下のとおり改定いたします。

変更する補償		
① 傷害補償	② こども総合補償	③ ゴルファー補償

変更する補償			改定項目	概要
①	②	③		
○	○	○	「手術」の定義改定	「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」(*)として算定されるものを除く改定を行います。 (*)手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数
○		○	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約に関する改定	③ ゴルフ競技中止時の取扱緩和 ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等により競技を中止した場合も補償対象とする約款改定を行います。(*) (*)パー35以上の9ホールを正規にラウンドする前提であったことが、ゴルフ場の予約画面等で確認できる場合に限りです。 ④ 募集文書の改訂等 保険金のお支払要件を適切にご理解いただくことを目的として、募集文書の改訂や約款改定を行います。

このご案内は、2026年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07D1-GJ05-25006-202511

トータルアシストからだの保険の
2026年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

トータルアシストからだの保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいておりますトータルアシストからだの保険について、2026年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある商品について、以下のとおり改定いたします。

商品名称			改定項目	概要
傷害 定額	サイ クル	ゴル ファー		
○	○	○	インターネット更新手続きの導入	＜インターネット更新手続きの導入＞ からだの保険は、原則「更新のご案内兼継続証」に記載されている内容で自動更新しますが、更新時には補償プランや保険料の払込方法等を見直すことも可能です。今回の更新から、補償プラン等の変更について、お客様ご自身でインターネット導線でのお手続きが可能となります。お手続き方法の詳細は、「更新のご案内兼継続証」をご確認ください。
○	○	○	「個人賠償責任補償特約」の補償拡大	＜一部除雪車・軽車両の所有等に起因する損害賠償責任の補償追加＞ 「個人賠償責任補償特約」では、車両の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任は原則補償対象外ですが、本改定により「原動力を有する乗車装置のない除雪車」および「原動力がもつばら人力ではない軽車両」（馬車等）については、これらの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任を補償対象とします。 ※「原動力を有しない除雪車」は改定前から補償対象です。なお、「原動力を有する乗車装置のある除雪車」は、改定後も補償対象外です。 ※「原動力がもつばら人力である軽車両」（自転車等）は、改定前から補償対象です。本改定により、改定後は人力か否かを問わず軽車両が補償対象となります。
		○	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」に関する改定	＜ゴルフ競技中止時の取扱緩和＞ ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等により競技を中止した場合も補償対象とする約款改定を行います。（*） （*）パー35以上の9ホールを正規にラウンドする前提であったことが、ゴルフ場の予約画面等で確認できる場合に限りです。
○	○	○	「手術」の定義改定	＜「手術等管理料」の除外＞ 「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」（*）として算定されるものを除く改定を行います。 （*）手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数

2 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」に関する追加のご案内

「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」(以下、本特約)に関して、「お支払対象となるホールインワン・アルバトロス」、「キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等」を改めてご案内します。本特約にご加入いただいている方は必ずご確認いただきますようお願いいたします。

(1) お支払対象となるホールインワン・アルバトロス

本特約でお支払対象となるホールインワン・アルバトロス(以下、ホールインワン等)は下表のとおりです。

公式競技以外の 場合	①または②のいずれかのホールインワン等	
	①	<u>ア.およびイ.の両方が</u> 目撃したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)
	②	記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等
公式競技の場合	①または②のいずれかのホールインワン等	
	①	<u>ア.またはイ.のいずれかが</u> 目撃したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)
	②	記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等

(2) キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等

近年、キャディを同伴せずにラウンドするプレースタイル、いわゆる「セルフプレー」が増加しています。

しかしながら、セルフプレーの場合は同伴キャディがおらず、上記(1)の「同伴競技者以外の第三者」による目撃証明の取り付けが困難となることがありますのでご注意ください。なお、より確実に補償を受けていただく観点から、セルフプレーの際には以下の対応をおすすめしております。

- ホールインワン等の可能性があるショットの際に、スマートフォン等でショットからカップインまでの連続した動画を撮影する。
- ゴルフ場の従業員や他の組の競技者等にホールインワン等の目撃有無を確認し、目撃された方がいた場合には、後日の保険金のご請求に関するご協力(「ホールインワンまたはアルバトロス証明書」への署名等)をその場で依頼する。

このご案内は、2026年10月1日以降始期のトータルアシストからだの保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「ご契約のしおり(約款)」に記載しています。約款のご請求やご不明な点がある場合は、東京海上日動のホームページの「お客様サポート」(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/>) までお問い合わせください。

07E2-GJ05-25017-202602